

# 農山漁村振興交付金

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農福連携を推進する取組、地域資源を活用した所得の向上や雇用の増大に向けた取組及び農山漁村における定住等を図るための取組等を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進。
- 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」に「滞在型農山漁村の確立・形成」が位置付けられたところであり、特に、訪日外国人旅行者を含めた農山漁村への旅行者の大幅増加による所得の向上や雇用の増大を図るため、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ滞在である「農泊」を持続的な観光ビジネスとして推進する「農泊推進対策」を創設。

## 農泊推進対策（新規）

- 地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った「農泊地域」の創出を通じて、農山漁村の所得を増加していくため、ソフト・ハード対策を一体的に支援

### 農泊を推進するための体制構築、観光コンテンツの磨き上げ

- ・「農泊」を観光ビジネスとして自立的に活動できる体制の構築
- ・伝統料理等の「食」や美しい景観などの地域資源を観光コンテンツとして磨き上げる取組
- ・インバウンドに対応するためのWi-Fi環境の構築や多言語標示板の設置 等



農作物収穫体験



森林散策



地引き網漁体験

### 農泊を推進するために必要な施設整備

- ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業体験施設等の整備
- ・農山漁村への集客力等を高めるための農産物販売施設等の整備（※活性化計画に基づき実施）



古民家等の改修



農家レストランの整備

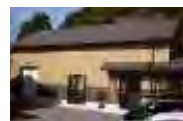
- 実施主体：市町村、地域協議会、地域再生推進法人等
- 実施期間：上限2年 等
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2等

## 農山漁村活性化整備対策

- 市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住や地域間交流の促進、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等、生活環境施設及び地域間交流拠点施設等の整備を支援

農林水産物処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設、廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業・農山漁村体験施設、地域連携販売力強化施設 等

- 実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体等
- 実施期間：上限5年
- 交付率：都道府県又は市町村へは定額（実施主体へは1/2等）



味噌加工施設



定住希望者の一時滞在施設



農産物直売施設



就業のために必要な研修施設

## 都市農村共生・対流及び地域活性化対策（拡充）

- 農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、意欲ある都市の若者等の地域外の人材を長期的に受け入れる取組を支援
- 福祉農園等の整備を支援する地域を農村地域まで拡充し、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援



活動計画づくり



高齢者のいきがい農園の整備



障害者による玉ねぎ収穫

- 実施主体：地域協議会（市町村が参画） 等
- 実施期間：都市農村共生・対流対策：上限2年  
地域活性化対策：上限5年
- 交付率：定額（上限800万円等）、1/2

## 山村活性化対策

- 特色ある豊かな地域資源を有する山村の所得の向上や雇用の増大に向け、薪炭・山菜等の山村の地域資源等の潜在力を再評価し活用する取組を支援



地域産品の加工・商品化

- 実施主体：市町村等
- 実施期間：上限3年
- 交付率：定額（上限1,000万円）

## 主な重点プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

「農」と福祉の連携プロジェクト

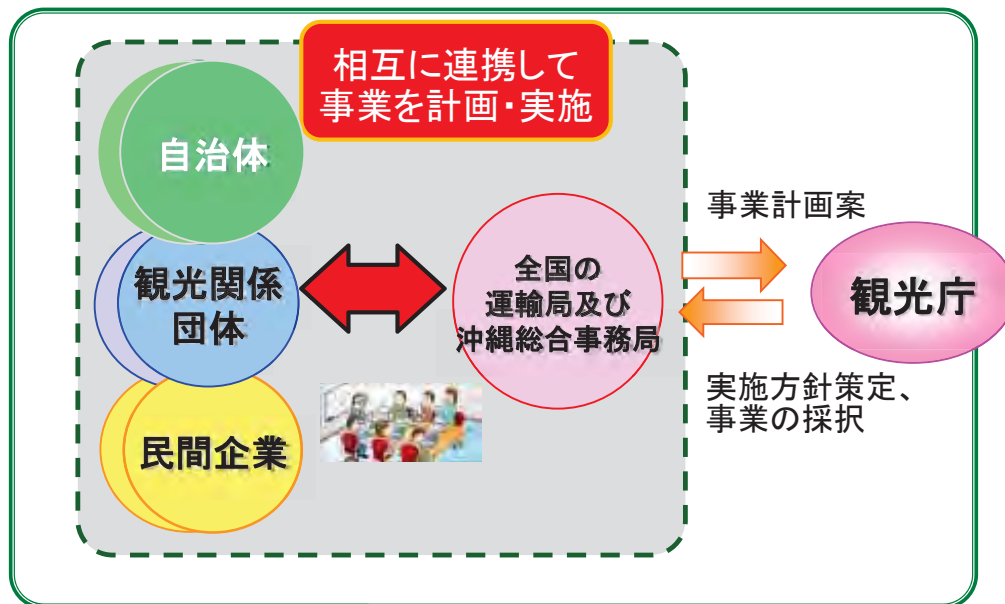
農親連携プロジェクト

空き家・廃校活用交流プロジェクト

# Visit Japan地方連携事業の取組推進

- 国と地方(自治体及び観光関係団体等)が広域に連携して取り組む**訪日プロモーション**事業
- 地域が連携することにより、訪日外国人旅行者の訪問地の多様化、滞在日数の増加、多様なニーズへの対応、及び、これらによる訪日リピーターの増加を図る。

## 地方連携事業



- ◎ 滞在日数の長い外国人旅行者のニーズに対応
- ◎ 新たな季節や地域の訪日需要を喚起し、訪日時期や地域の分散化

**Point**

### 【事業内容の例】

- (国内で行う事業)
  - 旅行会社関係者等の招請
  - メディア関係者等の招請
  - 教育関係者等の招請
- (国外で行う事業)
  - 海外旅行博への出展
  - 海外新聞・雑誌等への広告掲載
- (国内外で行う事業)
  - 外国人向けパンフレット作成 等

**訪日外国人旅行者の拡大**

地域が広域に連携

具体事例



九州への招請事業  
(トレッキング+温泉・宿泊)



タイの旅行博において  
北陸新幹線沿線の魅力をPR



広島県への招請事業  
(宮島)

# 広域周遊ルートを取組推進（「Be.Okinawa 琉球列島周遊ルート」形成計画）

名称・コンセプト	対象地域の地図
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルート名称：Be.Okinawa 琉球列島周遊ルート "Visit Our Exciting Ryukyu Islands in The Pacific Ocean"</li> <li>・副題："Be Yourself, Be Okinawa"</li> <li>・コンセプト：自然と人との触れ合いを通じて、本来の自分と向き合う旅</li> <li>・主な対象市場・ターゲット：重点市場（台湾、香港、韓国、中国本土）、シンガポール、タイ、欧米豪露等のプレミアムFIT層</li> </ul>	<p>沖繩本島及び 周辺15離島地域</p> <p>久米島地域 久米島空港 久米島町</p> <p>宮古諸島地域 宮古島市 宮古空港・平良港</p> <p>八重山諸島地域 石垣市 石垣空港・石垣港</p> <p>沖繩本島 (那覇市、本部町、今帰仁村)</p> <p>那覇空港・那覇港</p> <p>北大東島空港 北大東島 南大東島空港 南大東島</p> <p>与那国空港 与那国島 西表島 石垣島 伊良部島 多良間島</p> <p>伊江島 本部港 伊平屋島 運天港 伊良部島 慶良間諸島</p> <p>広域観光拠点地区 主要広域観光ルート</p> <p>広域観光促進地域 主要ゲートウェイ施設</p>
<p><b>申請者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長：Be.Okinawa 琉球列島周遊ルート形成推進協議会 会長 沖縄県知事</li> <li>・事務局：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課</li> <li>・構成員：沖縄県、（一財）沖縄観光コンベンションビューロー、離島自治体、観光団体、民間企業（エアライン各社、旅行各社、交通機関等）</li> </ul>	
<p>目標設定・成果把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標の設定：沖縄観光推進ロードマップの目標に準拠</li> <li>・成果把握の方法：観光庁、JNTO、沖縄県及び本事業独自調査により把握</li> <li>・計画期間：平成28年度から平成32年度まで</li> </ul>	<p><b>事業概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業計画策定・マーケティング             <ul style="list-style-type: none"> <li>●協議会運営</li> <li>●事業計画策定のための継続的なマーケティング事業及びPDCA</li> </ul> </li> <li>(2) 受入環境整備・交通アクセスの円滑化             <ul style="list-style-type: none"> <li>●域内交通の整備</li> <li>●多言語対応の強化</li> </ul> </li> <li>(3) 滞在コンテンツの充実             <ul style="list-style-type: none"> <li>●着地型商品、体験型観光等の高付加価値型メニューの創出</li> </ul> </li> <li>(4) 対象市場に向けた情報発信・プロモーション             <ul style="list-style-type: none"> <li>●Web, SNS等による戦略的な情報発信 など</li> </ul> </li> </ol>

# 地域・まちなか商業活性化支援事業

## 事業の内容

### 事業目的・概要

- 中長期的に、更なる人口減少、少子・高齢化の進展が叫ばれている中、地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることが、地域経済活性化のために不可欠です。

- 本事業では、

- (1) コンパクトシティ化に取り組む「まち」における、周辺地域の経済活力を向上させる波及効果の高い民間プロジェクト（商業施設等の整備）
- (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型の「商店街」における、各種サービスの提供に向けた取組
- (3) 商店街の活性化のため、商店街内の個店等が連携して行う販路開拓や新製品開発

に対して支援を行います。

- 支援を行った取組については、周知を図り、他の地域への波及を目指します。

### 成果目標

- 平成26年度からの事業であり、平成29年度は、他の商店街等への波及効果が認められた補助事業の割合50%の達成を目指します。

### 条件（対象者、対象行為、補助率等）

#### (1) まちなか機能集約支援型

**国** 補助（2/3以内） → 認定中心市街地活性化基本計画に記載された事業を行う民間事業者等

#### (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

**国** 補助（2/3以内） → 地域商店街活性化法の認定を受けた商店街振興組合等  
・上記以外の商店街組織  
(注) いずれも、まちづくり会社、NPO法人等との連携体を含む。

#### (3) 個店連携モデル支援型

**国** 補助（1/2以内） → 任意の個店グループ ← ※商店街組合の1/6以上の負担が必須

## 事業イメージ

### (1) まちなか機能集約支援型



(複合商業施設のイメージ)

地域産品販売・飲食店・交流スペース等、  
住民や観光客等のニーズに対応出来る複合商業施設等の整備

### (2) 公共的機能、買物機能の維持・強化を図る全国モデル型

#### ① 少子・高齢化

- ・子育て支援、福祉施設の設置
- ・買物弱者向けサービスの提供 等

#### ② 地域交流

- ・多世代交流施設の整備
- ・まちなかイベントスペースの整備 等

#### ③ 新陳代謝

- ・インキュベーション施設
- ・コワーキングスペースの設置
- ・空き店舗への店舗誘致 等

#### ④ 構造改善

- ・自治体と連携したIC対応ポイントカードシステム導入支援
- ・商店街区の再配置支援 等

#### ⑤ 外国人対応

- ・免税対応機器等の導入
- ・外国人向け宿泊施設の整備 等

#### ⑥ 地域資源活用

- ・アンテナショップの設置
- ・オリジナル商品の開発 等

※公共的機能の強化（街路灯、休憩所、手洗所等の整備）は①～⑥と合わせて行う場合対象

### (3) 個店連携モデル支援型



(新製品開発のイメージ)

商店街の活性化のため、商店街内で個店グループが実施する  
販路開拓や新製品開発を支援